

# 令和2年度 前期選抜募集要項

## 福島県立田島高等学校

〒967-0004

福島県南会津郡南会津町田島字田部原260番地

TEL 0241-62-0066 (代)

FAX 0241-62-2909

### 1 対象学科及び募集定員

対象学科は全日制課程普通科とする。

#### (1) 特色選抜

募集定員枠は募集定員80名の40%程度とする。

#### (2) 一般選抜

募集定員80名から、特色選抜又は連携型選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

### 2 出願資格

本校に入学を出願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和2年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）

ただし、本校と連携型中高一貫教育を実施している中学校を卒業する見込みの者は、本校の特色選抜に出願することはできない。

- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

- ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- ③ 文部科学大臣の指定した者
- ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- ⑤ 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

### 3 出願方法

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記（1）以外の者は、直接、本校校長に出願する。

### 4 併願の取扱い

志願者は、一つの高等学校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

### 5 出願期間

令和2年2月6日（木）から2月12日（水）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、返信用封筒（長形3号、簡易書留とし必要額の切手を貼付したもの）を同封の上、令和2年2月12日（水）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

## 6 出願に必要な書類

### (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）
- ② 令和2年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。様式共通1号）  
ただし、年齢20歳以上の者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。  
なお、提出期間は令和2年2月18日（火）から2月19日（水）までとする。  
受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
- ③ 特色選抜志願理由書（様式前期2号、本校ホームページよりダウンロードしたもの）  
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
- ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

### (2) 上記（1）以外の者

- ① 入学願書（上記（1）①に同じ）
  - ② 特色選抜志願理由書（様式前期2号、本校ホームページよりダウンロードしたもの）  
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。（上記（1）③に同じ）
  - ③ 健康診断書（令和2年1月以降に医師の診断を受けたもの）  
ただし、上記「**2 出願資格**」の「(2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者」の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除することができる。
  - ④ 履修証明書、学習成績証明書  
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの
  - ⑤ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
  - ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿（様式共通4号の1）を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。  
ただし、志願者において消印しない。

## 7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（県教育委員会において作成したもの）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。  
郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（様式共通3号）を交付する。
- (3) 提出期間は、令和2年2月18日（火）から2月19日（水）までとする。  
郵送の場合には、2月19日（水）の消印有効とする。  
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

## 8 県外等からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。
- (2) 上記（1）以外の県外からの志願者は、上記「**6 出願に必要な書類**」に示した出願書類のほか、次の書類を提出する。  
本校校長は、提出された出願書類を審査し受け付けることができる。
  - ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類  
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（様式共通2号）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。

- ② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類  
市町村長が発行する「住民票の写し」  
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。
- (3) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、上記「**6 出願に必要な書類**」に示した出願書類のほかに次の書類を併せて提出する。
- 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類  
市町村長が発行する「住民票の写し」  
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

## 9 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた際に、受験番号を記入した受験票（県教育委員会において作成したもの）及び入学検定料納付済証明書（県教育委員会において作成したもの）を交付する。  
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
- ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき  
② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

## 10 出願先変更

- 志願者は、令和2年2月13日（木）から2月17日（月）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。  
受付時間は午前9時から午後4時までとし、最終日は午前9時から正午までとする。  
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。
- (1) 本校内で出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願（様式前期3号の1）を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。  
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (2) 他の高等学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
- ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願（様式前期3号の2）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。  
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- ② 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた本校校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書（様式前期4号の1及び前期4号の2）を交付する。
- ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。  
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。
- (3) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。
- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。  
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。
- (5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

## 11 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（様式共通7号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記（1）以外の者は、出願取消届（様式共通7号）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。  
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

## 12 出願の特例措置

### (1) 県外からの出願

保護者の転勤に伴う一家転住等により、出願書類提出期間に手続きができなかった者が、新たに出願する場合は、出願先変更期間に限り、これを受け付ける。その手続きは、上記「**8 県外等からの出願**」(2)を準用する。

### (2) 出願先変更

保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願先変更をする者については、上記「**10 出願先変更**」を準用するが、保護者が当該学区内に居住することになることを証明する書類を併せて提出する。

## 13 選抜方法・選抜資料

### (1) 特色選抜

本校校長は、中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）の結果を併せて資料として選抜を行う。

#### ○ 志願してほしい生徒像

本校は、生徒の多様な進路に対応するため、2年生から3つのコース（進学・環境科学・情報会計）を設けている。各コースとも将来の目標が達成できるよう、関連分野の学習を行うとともに、様々な資格取得も可能である。

次の①②③のいずれかに該当し、本校の教育を受け自分の能力を発揮したい生徒に志願してほしい。

- ① 将来の目標に向かい、各コースの内容をよく理解し、自ら積極的に学習活動に取り組みたい生徒
- ② 部活動に熱心に取り組み、高校生活を充実させたい生徒
- ③ 生徒会活動、文化的活動、自然保護活動、地域のボランティア活動等の分野で、幅広く活動したい生徒

#### 学力検査

5教科とする。

学力検査の満点は250点とする。

#### 特色選抜志願理由書

本校への志望動機、中学校で特に力を入れて活動したこと、本校で何を学びたいか、自己PR等を本人が記入する。

#### 調査書

「各教科の学習の記録」は傾斜配点を実施し、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の評定を2倍して195点満点とする。

「特別活動等の記録」は55点満点とする。

「各教科の学習の記録」及び「特別活動等の記録」を合計して250点満点とする。

#### 特色面接

個人面接を実施する。

面接の内容には、特色選抜志願理由書の内容も含む。

面接については、点数化し、100点満点とする。

#### 選抜資料の満点

全体の満点は600点とする。

## (2) 一般選抜

本校校長は、中学校長から提出された調査書の審査結果及び選抜のための学力検査の成績を資料とするとともに、一般選抜に係る面接（以下「一般面接」という。）の結果を併せて資料として選抜を行う。

なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合及び連携型選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が連携型選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

### 学力検査

5教科とする。

学力検査の満点は250点とする。

### 調査書

「各教科の学習の記録」は傾斜配点を実施し、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の評定を2倍して195点満点とする。

「特別活動等の記録」は55点満点とする。

「各教科の学習の記録」及び「特別活動等の記録」を合計して250点満点とする。

### 一般面接

集団面接を実施する。

面接については、点数化し、100点満点とする。

### 選抜資料の満点

全体の満点は600点とする。

## 14 前期選抜の日時・日程及び会場

### (1) 日時・日程

学力検査・一般面接 令和2年3月4日（水）午前8時30分まで集合

8:15～ 8:30～ 9:00～9:50 10:10～11:00 11:20～12:10 13:10～14:00 14:20～15:10 15:30～

受付・ 点呼	諸連絡	国語 50分	休	数学 50分	休	外国語 (英語) 50分	昼食	理科 50分	休	社会 50分	休	一般 面接
-----------	-----	-----------	---	-----------	---	--------------------	----	-----------	---	-----------	---	----------

特色面接 令和2年3月6日（金）午前8時30分まで集合

8:15～ 8:30～ 9:15～

受付・ 点呼	諸連絡	特色 面接
-----------	-----	----------

### (2) 会場 本校

### (3) 留意事項 志願者は、次の注意事項を厳守する。

- ① 受験票を必ず持参すること。
- ② 当日は受験票のほか下記のものを持参すること。  
上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、  
定規（ただし、下敷、分度器機能があるものは使用できない）
- ③ 計算機能や言語表現機能を有するものは持ち込まないこと。
- ④ 携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

## 15 追検査等の実施

追検査等の受験資格がある志願者は、前期選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者及びインフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者とする。なお、インフルエンザ等学校感染症とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

### (1) 日時・日程

学力検査・一般面接・特色面接 令和2年3月11日(水) 午前8時30分まで集合

8:15～ 8:30～ 9:00～9:50 10:05～10:55 11:10～12:00 12:50～13:40 13:55～14:45

受付・ 点呼	諸連絡	国語 50分	休	数学 50分	休	外国語 (英語) 50分	昼食	理科 50分	休	社会 50分	休	一般 面接	特色 面接
-----------	-----	-----------	---	-----------	---	--------------------	----	-----------	---	-----------	---	----------	----------

※ 一般面接・特色面接の日程については、後日、中学校長を通して通知する。

### (2) 会場 本校

### (3) 追検査等の手続き

インフルエンザ等学校感染症に罹患した志願者が、前期選抜実施日に欠席し、志願者本人が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患患者追検査等受験願(様式共通14号)に医師の診断書を添付し、令和2年3月6日(金)午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

なお、非常災害による交通遮断等により遅刻又は欠席した志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

本校校長は追検査等の受験資格を認めた者に対して、追検査等受験許可証(様式共通15号)を交付する。

### (4) 定員

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

### (5) その他

学力検査の際、インフルエンザ罹患患者や体調不良者の別室受験についてはこれまでどおり認めることとする。

また、3月4日の学力検査を1教科でも受験した志願者は、追検査(学力検査)を受験できない。

## 16 合格者発表

(1) 本校校長は、令和2年3月16日(月)正午以降に本校で合格者を発表する。

(2) 本校校長は、合格者に対して、合格通知書(様式共通5号)を交付する。

(3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

## 17 その他

(1) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い

前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、新たに出願書類を提出する。

(2) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(様式共通8号)を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。